

第75号議案

新城市定住促進住宅の設置及び管理に関する条例の一部改正

新城市定住促進住宅の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例を次のように定めるものとする。

平成30年6月7日提出

新城市長 穂 積 亮 次

新城市定住促進住宅の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例

新城市定住促進住宅の設置及び管理に関する条例（平成17年新城市条例第181号）の一部を次のように改正する。

別表杉平住宅の項を削る。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

理 由

この案を提出するのは、杉平住宅の定住促進住宅としての用途を廃止するため必要があるからである。